

登録長官部 (ガーナ) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 G H. I
国内段階移行様式	附属書 G H. II

略語のリスト

国内官庁：	登録長官部（ガーナ）
P L：	1992年特許法
P R：	1996年特許規則

指定（又は選択）官庁 GH	登録長官部 （ガーナ） 国内段階に入るための要件の概要	概要 GH
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	認める	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、補正されたもののみ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、国際予備審査報告の附属書により補正されたもののみ）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ¹	通貨：ガーナ・セディ（GHS） 特許： 国内手続手数料 GHS 100,000 (50,000) ² 年金： 第1年次 GHS 10,000 (5,000) ² 第2年次 GHS 20,000 (10,000) ² 第3年次 GHS 30,000 (15,000) ² 実用新案： 国内手続手数料 GHS 50,000 (25,000) ² 年金： 第1年次 GHS 10,000 (5,000) ² 第2年次 GHS 20,000 (10,000) ² 第3年次 GHS 30,000 (15,000) ²	
国内手数料の免除、割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 括弧内の額は、個人又は従業員25人未満の法人が出願した場合に適用される。

GH	登録長官部（ガーナ）（続き）	GH
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ³	出願人の名称が国際出願日の後に変更された場合には、当該変更を証明する書類 出願人の名義が国際出願日の後に変更されており、その事実が国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に反映されていない場合には、譲渡又は移転書類 国際出願書類又はその翻訳文3通 該当すれば、コンピューター読取が可能な形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列表 出願人が発明者でない場合には、出願人の権利を正当化する宣言書⁴ 出願人がガーナに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	ガーナで登録された弁理士若しくは弁護士，又は国内官庁に対して手続するために登録された技術者若しくはその他の有資格科学者	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

3 PCT第22条又は39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合は、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手續

GH. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

GH. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書GH. I に概説されている。

PL Sec 14(1)

GH.03 出願の補正及びその時期

出願人は国内段階に係属中であればいつでも、国際出願の請求の範囲、明細書及び図面を補正又は補充することができる。ただし、補正が出願時の開示範囲を超えないことを条件とする。

PL Sec 22

GH. 04 上訴及びその時期

登録官が決定によって出願を却下した場合、いずれかの請求の範囲を取り下げられたものとみなした場合、又は特許付与を拒絶した場合、出願人はその決定の通知があった日から1箇月以内に、特許裁判所に上訴することができる。

PCT Art. 28

41

GH. 05 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。期間は登録官の裁量で延長することができ、手続行為をするための時期又は期間が既に終了している場合であっても延長が可能である。

GH. 06 実用証

国際出願を基礎として、特許に代えて実用証をガーナにおいて取得することを希望する出願人は、その旨を出願時の国際出願（願書第V欄）に表示すべきである。

PL Sec 66(1)

PL Sec 66(2)

GH. 07 出願変更

出願の許可、又は出願の却下若しくは許可拒絶の通知の前であればいつでも、出願人は所定の手数料の支払によって、自己の特許出願を実用証出願に変更すること、又はその逆が可能である。

GH. 08 優先権書類（翻訳文）

いかなる場合でも、優先権書類の英語による翻訳文を提出しなければならない。優先権書類の翻訳文が提出されなかった場合、国内官庁は国内段階に移行してから3箇月以内にこれを提出するよう出願人に求める。

PL Sec 32(1)-(4)

GH. 10 年 金

国際出願日から2年目以降、年金を前払しなければならない。所定の割増料を支払えば年金を支払うための6箇月の猶予期間が認められる。猶予期間の満了から12箇月以内であれば、いずれの利害関係人も所定の手数料を支払うことによって、年金の不払のために取り下げられたものとみなされた又は特許が失効したものとみなされた国際出願を回復するよう登録官に請求することができる。

GH. 11 P C T 第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。P C T 第25条の規定に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、その決定通知の日から1箇月以内に特許裁判所に上訴することができる。

手 数 料

(通貨：ガーナ・セディ)

特 許

国内手続手数料	100,000	(50,000) ¹
年 金：		
－第1年度	10,000	(5,000) ¹
－第2年度	20,000	(10,000) ¹
－第3年度	30,000	(15,000) ¹
－第4年度	40,000	(20,000) ¹
－第5年度	50,000	(25,000) ¹
－第6年度	60,000	(30,000) ¹
－第7年度	70,000	(35,000) ¹
－第8年度	80,000	(40,000) ¹
－第9年度	90,000	(45,000) ¹
－第10年度	100,000	(50,000) ¹
－第11年度	150,000	(75,000) ¹
－第12年度	250,000	(125,000) ¹
－第13年度	300,000	(150,000) ¹
－第14年度	350,000	(175,000) ¹
－第15年度	400,000	(200,000) ¹
－第16年度	450,000	(225,000) ¹
－第17年度	500,000	(250,000) ¹
－第18年度	550,000	(275,000) ¹
－第19年度	600,000	(300,000) ¹
年金支払期間延長の割増料：		
1 箇月以内	2,000	(1,000) ¹
2 箇月以内	4,000	(2,000) ¹
3 箇月以内	6,000	(3,000) ¹
6 箇月まで	12,000	(6,000) ¹

実用証

国内手続手数料	50,000	(25,000) ¹
年 金：		
－第1年度	5,000	(2,500) ¹
－第2年度	10,000	(5,000) ¹
－第3年度	15,000	(7,500) ¹
－第4年度	20,000	(10,000) ¹
－第5年度	25,000	(12,500) ¹
－第6年度	30,000	(15,000) ¹
実用証出願から特許出願へ、又はその逆の変更手数料	50,000	(25,000) ¹

1 括弧内の額は個人又は従業者が25人未満の事業所が出願する場合に適用される。

手数料の支払方法

手数料はガーナ・セディにより支払う。すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号，判明していなければ国際出願番号），出願人の名前及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

手数料の支払は次のいずれかの方法によることができる。

- （i）庁における現金支払
- （ii）小切手
- （iii）The Bank of Ghana, Accraの口座 No. 4への払込

様 式（附属書G H. II）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 G H. II 国内段階移行様式

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_gh.pdf